

企業・会計改革法の成立と 会計基準に及ぼすその影響

石川 雅之

I はじめに

米国エネルギー商社大手のエンロン社の破綻により、同社のCFOが経営する会社や特別目的会社を利用して同社が損失隠しを行っていた事実が明らかとなった。同社の粉飾経理の発覚を契機として、米国では、多くの企業で不適切な会計処理が行われているのではないかという疑念が生じ、会計スキャンダルあるいは会計不信といわれる事態に発展した。

エンロンの破綻をきっかけに会計不信といわれる状況に陥ったのは、エンロンの破綻が過去最大の会社倒産であったからだけではない。エンロンの粉飾が発覚するとともに、その後監査を担当していたアンダーセンが意図的に証拠書類を破棄していたことが発覚し、FBIもエンロンを証拠書類破棄の疑いで捜索を開始したこと、そして米司法省が、監査書類破棄でアンダーセンを起訴し、世界的規模の会計事務所であったアンダーセンが崩壊、議会でもエンロン破綻が事件として取り上げられたことなどがあげられる。さらにエンロン破綻のショックが覚めやらぬうちに大手通信会社ワールドコムが38億ドルの粉飾決算が発覚し、米企業最大の倒産となるとともに、5月半ば以降急落し始めた株価下落に追い討ちをかけることとなった。

株価下落の原因は会計不信だけではなく、米国の期待成長率が鈍化し米国経済のV字型回復への期待が薄れたことにも原因はあるであろうし、もともとこれまでの株価がバブルに支えられたものであったとも考えられる。しかし、株価下落の局面で、会計不信により積極的な取引を避けようとする投資家筋の声が何度もマスコミを通じて伝えられたこともまちがいない。また、経営者の不適切な会計行動や違法な会計行動をもたらした最たる要因の一つが監査の失敗にあることも明らかである。

米国の会計システムあるいはコーポレートガバナンスのシステムはグローバルスタンダードとして世界の多くの国の制度に影響を及ぼしてきているし、また米国自身も自国の制度に自信をもち、米国の制度に近い制度を採用していない国については遅れた国として制度改革さえ求めてきたことはよく知られているとおりである。日本でも、取締役会による経営監督の強化、執行役員制度、社外取締役を中心に構成される各種委員会制度の採用の選択など、米国の制度を取り入れた商法の大幅な改正が進行中である。

しかし、エンロン事件により、企業の財務諸表、不正な会計を見ぬけなかった会計士やアナリストに対する不信はもちろんのこと、米国型のコーポレートガバナンスのシステムや会計システムに対する信頼が揺らぎ始めている。日本でも米国型のコーポレートガバナンスのシステ

ムや会計システムを良しとする風潮に異を唱える人々も現れ始め、米国の資本主義に対する不信までが高まった。

米国は自国の制度を世界のグローバルスタンダードとする政策を推し進め、会計基準の領域でも米国は自国の基準を世界のグローバルスタンダードとする政策を推し進めてきた。だが、一連の会計スキャンダルによって米国の会計基準ないし会計のあり方、米国会計基準の世界的位置付けが大きく変わる可能性が生じてきた。

米国は「企業改革法」(Sarbanes-Oxley Act of 2002) を成立させ、企業規制を強化し、不正行為の監視、罰則を強化することにしたが、米国の会計基準ないし会計は世界のグローバルスタンダードとして大きな影響力をもっているだけに、一連の会計スキャンダルを対岸の火事として見ているわけにはいかない。そこで、以下、会計スキャンダルとそれへの米国の対応を会計ないし会計基準のあり方に及ぼす影響という観点から検討することにするが、まず企業改革法成立までの経緯を簡単に見、次にその間の関係各機関の動きについて簡単に見ておくことにする。そして、各機関が会計不信問題の原因をどこに見ていたのかを考察し、会計基準の抱える問題を検討することにする。

II 不正会計疑惑

会計不信の引き金となったのはエンロンの破綻であるが、そのエンロンは2001年10月16日、7月～9月期決算を発表し、連結対象外の特別目的会社との簿外取引になどによる5億4,400万ドルの損失を計上した。その後11月8日、1997年から2001年までの財務諸表の訂正を行い、9億7,900万ドルの損失が明らかとなり、12月2日、破産法の適用を申請し、エンロン社は倒産した。

エンロン社の倒産は新興成長企業の雄として何かと目立つ行動の多かった巨大企業の倒産であるから、注目を浴びないはずはないが、ただそれだけであれば超大型粉飾・倒産で終わってしまったのかもしれない。もちろん巨大企業の破綻であるからその衝撃の大きさは計り知れないものがあつたにちがいない。

しかし、エンロン社が特定目的会社を利用して簿外取引を行っていたことが明るみに出ると、そのような方法を認めている会計基準が批判的となった⁽¹⁾。また破産法の適用申請から10日後、監査を担当していた監査法人であるアンダーセンの Berardino CEO が、議会で監査の一部失敗を認め、さらには年末にはアンダーセンを含む5大監査法人が連盟でSECに要望書を提出し、その中でFASBの対応が遅いため新しい金融取引に会計基準が対応できていないと批判した⁽²⁾。その批判が正しいとすれば、財務諸表が不透明となるのはある意味当然のことということになる。そうしたことが会計あるいは会計ディスクロージャーに対する不信が醸成される土壌になっていたといえる。

その間、SECも手を拱いていたわけではなく、12月19日には、企業情報の拡充・強化の方針を打ち出している。だが、年が明けるとアンダーセンがエンロン関連の書類を秘密裏に破棄

表1 不正な会計疑惑をもたれた会社とその内容 新聞報道等より作成

疑惑表面化の時期	会計に不信のもたれた企業	企業会計に対する不信を拡大した内容
12月31日	ピープルソフト	支出隠しと子会社モーメンタム・ビジネス・アプリケーションズの違法会計処理
1月16日	トランプ・ホテル	ミスリーディングな利益情報に対して制裁金
1月22日	K マート	破産法適用申請、社内告発により不正経理疑惑が浮上
1月22日	タイコ	未発表の企業買収会計に疑惑
1月22日	CSFB	株式公開に伴う不正操作でSECに100万ドルの和解金支払い
1月28日	グローバル・クロッシング	破産法適用申請、売上高の水増しと通信回線のスワップ取引による不正経理
1月29日	PNC ファイナンシャル	FRBの指摘を受け、2001年度の純利益を減額訂正すると発表
2月13日	テイクツー・インタラクティブ・ソフトウェア	業績を過大表示していたとして修正・再発表
2月15日	IBM	光通信事業の売却益を費用と相殺
2月中旬	マイクロソフト	利益の過小表示でSECが調査
2月中旬	エヌビディア	売上原価の一部を他の時期に計上、SECが調査

していたことが明るみに出ると、アンダーセンが不正な会計処理に加担していたとの疑惑が高まることとなった。

また、12月末にピープルソフト社の子会社モーメンタム・ビジネス・アプリケーションが不適切な会計処理で利益の嵩上げをしているとの報道がなされ、年が明けて1月22日には小売大手のK マートが破産法の適用を申請し倒産、1月28日には通信大手のグローバル・クロッシングが破産法の適用を申請し、124億ドルの負債を抱えて事実上倒産した。いずれも内部告発により会計処理法に疑念がもたれていた。また、医療品から金融、警備などを手がける複合企業タイコ・インターナショナルについても不正な会計処理の疑惑が浮上し、後日過去3年間で700件、総額80億ドルもの企業買収を公表していなかった事実が発覚した。

会計疑惑はその後長いこと続くが、この頃から会計不信という言葉が使われるようになったようである。ということは、2002年1月末から2月初頭にかけて、エンロンのような事件は一部の腐ったリングが起こした特異なケースであるとの認識から、腐ったリングは1個や2個ではなく、かなり腐ったリングがあるとの認識に変わっていったと思われる。

実際、2月4日、下院資本市場小委員会でのエンロン問題をめぐる公聴会で証言に立ったSECのPitt委員長が、エンロン以外にも同様のケースはありうるとの認識を示した⁽³⁾。その後いくつもの企業で内部告発などで売上高や利益の水増しが相次いで発覚し、SECも疑わしい企業の会計を調査することを明らかにした。表1は2月中旬までに会計不正の疑惑をもたれた会社であるが、この時期だけでもいくつもの会社がこの会計に疑惑をもたれている。さらにこの後、ゼロックスのような世界的な企業を含め多数の企業の会計処理に疑惑がもたれるようにな

り、その結果、企業会計に対する不信が一段と大きくなり会計スキャンダルと呼ばれる事態に発展していったのである。

そうした事態に対してSECはディスクロージャーの拡充や監査人の独立性を高める方針を打ち出し、また議会でも会計改革を求めるいくつもの法案が提出されることとなった。そして3月7日にはブッシュ大統領も10項目からなる投資家保護策を提案した。その1週間後の3月14日には、司法省がエンロンの監査を担当したアンダーセンを監査書類破棄で起訴している。

この後、4月24日には、共和党主導のもと下院は①監査法人の独立性の向上②企業の情報開示拡充③企業経営者への規律の導入を内容とする穏やかな「公開企業の会計改革および投資家保護法(Oxley-Baker Act)」(Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002)を可決した⁽⁴⁾。

翌25日にSECは大手証券会社のアナリストが顧客企業の利益を優先し、一般投資家に適正な投資判断材料を提供しなかった可能性があるとして、ニューヨーク州の司法局と協力して調査を開始することを明らかにしている。

しかし、この後も会計不正疑惑が続出することとなった。また、この法案が下院を通過した頃、すでにSECは大手通信会社ワールドコム⁽⁵⁾の会計不正疑惑の調査に着手していたが、6月25日、のちにエンロンをも凌ぐ過去最大の倒産となるワールドコムの粉飾決算が発覚した。翌日、Bush大統領が不正会計の徹底追及を表明、米議会も調査に乗り出し、SECはワールドコムを提訴した。

だが、会計・監査改革も6月頃には会計士業界の抵抗にあい、足踏み状態となっていた。それまでに議会に提出された法案が成立すれば、税務やコンサルティングなどの業務が制限されるからにはほかならない。会計士業界がいくら抵抗したところで、会計・監査改革がほんとうに急務であるならば、会計・監査改革を目的とする法案のいずれかが成立するのが自然であるが、それら法案の多くが本会議の審議どころか委員会での説明で終わってしまっている状態は、一つにはなによりも会計士業界が多額の献金で政界への大きな影響力をもっていたからにはほかならない。そしてもう一つ考えられることは、マスコミ報道の影響もあって企業・会計改革を求める世論は強かったものの、議員の間では、喉元を過ぎれば熱くないと思われていたからかもしれない。

だが、ワールドコムが破綻すると状況は一変した。ワールドコムの不正会計処理の内容は比較的簡単で、米国の会計基準では営業費用として計上すべき「回線コスト」を、設備投資として資産に計上し、10年間にわたり減価償却しようとしたものである。このケースは、エンロンなどとは異なり非常に単純な粉飾決算である。だが、エンロンをも凌ぐ米国企業史上最大の倒産であり、もはや、立法措置なしには会計スキャンダルに対応できない状態となったといえる。ワールドコムの粉飾決算が発覚するまでは法案は議会に提出されるものあまり進展はなかったのだが、これを機に、立法による会計やコーポレートガバナンスの改革がいよいよ現実味を帯びてきたのである。もともと「企業寄り」といわれ、企業規制に消極的であったBush大統

表2 会計不信問題に関連する出来事・動き

	主 な 出 来 事	F A S B ・ S E C等の動き
01年12月2日	大手エネルギー会社エンロンが破産法申請	
12月12日	アンダーセンの Bernardino CEO、議会で監査の一部ミスを認める	
12月19日		S E C、企業の情報開示を強化する方針を発表
02年1月9日	司法省、エンロンの捜査開始	
1月15日	ニューヨーク証券取引所、エンロン株の売買を停止、上場廃止へ	
1月17日		S E C Pitt 委員長、上場企業等の会計監査を調査・処罰する自主規制機関設立の構想を公表
1月22日	F B I、エンロンを証拠書類破棄の疑いで捜索開始	S E C、上場企業等に対し簿外取引等の情報開示拡大を要請
2月4日	内部調査の結果、エンロンの社外取締役 Powers 氏がエンロンが組織ぐるみで会計操作を行っていたことを議会で報告	S E C Pitt 委員長、下院資本市場小委員会でエンロン以外にも同様なケースがありうる可能性を示唆
2月13日		FASB、エンロン問題で簿外取引抑制へ基準強化の意向を公表 S E C、情報開示制度の大幅改革方針を公表 S E C、ニューヨーク証券取引所に上場基準の見直しを要請
2月14日		FASB Jenkins 委員長、エネルギー・通商委員会で証言
3月7日	Bush 大統領、投資家保護策を提案	
3月14日	米司法省、監査書類破棄でアンダーセンを起訴	
4月12日	ナスダック、上場基準改正案を公表	S E C、会計疑惑でワールドコムの調査開始
4月24日	下院、公開企業の会計改革および投資家保護法を可決	
5月1日	ワールドコム、CEOが辞任	
5月8日		S E C、全米証券業協会のアナリスト規制案を承認
5月20日		S E C、独立規則違反でアーンストアンドヤングを提訴
6月6日	ニューヨーク証券取引所、上場基準改正案を公表	
6月12日		S E C、情報開示制度改革案を発表
6月25日	大手通信会社ワールドコムの粉飾決算が発覚	
6月26日	Bush 大統領が不正会計の徹底追及を表明、米議会も調査開始	S E C、ワールドコムを提訴
6月28日		S E C、米大企業に年次報告書の正確性証明を要請
7月8日	Bush 大統領、「不正会計に厳罰」でのぞむ方針を表明	
7月9日	Bush 大統領、企業不正摘発のために新組織設立の意向を表明	
7月16日	米下院、企業不正防止法案を追加可決	
7月21日	ワールドコムが破産申請、過去最大の米企業破綻となる	
7月25日	米議会、企業改革法案可決	
7月30日	ブッシュ大統領、企業改革法に署名	

領も、7月9日にはウォール街に乗り込み、企業不正摘発のタスク・フォースの創設、SECの権限強化、不正行為を働いた経営者等に対する罰則の強化、CEOの報酬説明の明確化などを内容とする企業不正への対応策を発表し、とりわけ企業幹部に重い責任を課す姿勢をみせた。

大統領がこうした姿勢をみせたのは中間選挙を睨んでの方針転換が関係していると思われる。2002年11月に米国では中間選挙が行われるが、当初Bush陣営は「戦時人気」に乗って中間選挙を戦うようであった。だが、企業の不正会計疑惑が次々と噴出する中、6月25日にワールドCOMの粉飾決算が発覚し、株価不安がさらに拡大すると「会計不信・株価低迷」への対応がむしろ共和党にとって大きな問題となっていった。エンロン破綻後の局面では、ホワイトハウスや共和党議員は、企業不祥事は少数の腐ったリングの問題であり、米国のシステムの問題ではないとしていたが、ワールドCOMの粉飾決算発覚後は共和党議員も企業批判を強めるようになった。Bush大統領が企業会計疑惑への対応策を発表したのが7月9日、そこからの対応は素早く、7月25日には「企業改革法案」が議会を通過し、7月30日、大統領が署名するに至った。そのような短期間で対策法が可決・成立したのは、政府・議会が秋の中間選挙前に共有していた危機感以上に米国経済のファンダメンタルに対する危機感が強くなったからであろう。

まだ、会計不信が社会問題となりつつもそれほど深刻さを増していない段階では、不正会計疑惑は共和党あるいはBush陣営に対するかっこうの攻撃のネタとなっていた。民主党側としてはその原因を共和党の失政に求め、選挙を戦う上での一つの材料とするつもりでいたと思われる。しかし、会計不信が深刻化し、米国経済のファンダメンタル自体が危うくなると、会計不信問題への取り組みの姿勢を見せなければかえって中間選挙で不利になるとの論調に変わったようである。

米国の経済は自主自立を重んじる市場経済に立脚しており、その根幹には透明な企業ディスクロージャーが位置するといつてよい。しかし、相次ぐ不正会計疑惑によって株価は大幅に下落し、そのことにより消費者心理が冷え込むなど、米国の景気回復のシナリオを左右するまでになっていた。そのため、不正会計疑惑へのなんらかの対策を行わなければならない状態に追い込まれていったのだと考えられる。

ただし、それは不正会計疑惑への対処であって、疑惑をなくすこと、つまり信頼回復が一番の目的であって、実際に企業会計の透明性を高めるために関係機関（SECやFASBなど）が日頃努力してきたこととは必ずしも同じではない。最も大事なことは、いかにして企業の透明性を高めるかということではなく、いかにして企業会計に対する人々の信頼を取り付けるか、ということにあったのである。7月30日に企業改革法に署名するにあたって、Bush大統領はこの法案の署名をテレビの前で行い、署名するに際して不正は徹底して取り締まり不正を犯したのものには厳罰をもってのぞむと演説しているが、それは企業会計に対する人々の信頼を取り戻すための重要なパフォーマンスであったといえよう。アメリカは官民挙げて「コーポレート・アメリカ」の防衛に出たとも評されるが、それは一時的にはあるかもしれないが、共和党と民主党との政治的駆け引きの材料とはしえないうちまで会計不信が深刻になっていたからと

いえるであろう。したがって、企業改革法は会計不信による市場のある種のパニックに対する鎮静剤としての色彩を帯びたものとも評することができよう。

「企業改革法」が成立した7月30日までに議会には会計・監査・コーポレートガバナンスの改革に関する多くの法案が提出されている。先にもふれたが、5月から6月頃にかけては、法案審議も停滞し、どの法案も成立まではいかないような状況であったようだ⁽⁴⁾。多くの法案が提出されたということは、それだけ注目を集めた事件であるからある意味当然のことではある。ただ、大きな制度改革とならなかったのは、上に述べたように、会計・監査に対する人々の信頼を回復することが最大の課題であったからであろう⁽⁵⁾。

米国の大手エネルギー会社であるエンロンが破産法の適用を申請した2001年12月2日、それからおよそ8ヶ月後の2002年7月25日、米議会は「企業改革法」を可決、7月30日、Bush大統領は「企業改革法」に署名して、一連の会計スキャンダルに対する法的側面からの対応が成された形となった。

Ⅲ 立法による会計不信問題への対応

会計不信に対する立法措置として議会は7月末に「企業改革法」を成立させたが、それまでに次ページの表3に示したように、実に多くの法案が提出されている。そのうち上院のDodd議員らが提出した「企業会計信頼回復法」("The Investor Confidence in Public Accounting Act of 2002," [S.2004])と上院のDingell議員らが提出した「企業会計改善法」("The Truth and Accountability in Accounting Act of 2002" [H.R.3970])の二つの法案についてFASBはコメントしているが、下院で最終的に有力な案となったのは共和党のOxley議員が提出した「企業情報公開改善法」(Corporate and Auditing Accountability, Responsibility, and Transparency Act of 2002)と民主党のLaFalce議員が提出した「包括的投資家保護法」(Comprehensive Investor Protection Act of 2002)であった。つまり、共和党案対民主党案という対立図式となったわけである。

二つの法案は多くの点で似通っている部分があるものの、相対的にLaFalce案のほうが厳しい内容となっている。

改革案の焦点となる監査人の独立性に関して、LaFalce案ではクライアントに対して監査人が非監査業務をしている場合には独立性要件を欠くものとし、クライアントに対して監査人が非監査業務をしていないかどうかについてSECは定期的に調査しなければならないとしている。これに対しOxley案では、監査人は財務情報システムの構築または改善作業および内部監査業務をしている場合には独立性要件を欠くものとしている。また、LaFalce案では原則として、連続して4期を超えて同一の監査人が監査にあたる場合には独立性要件を欠くものとしている。

監査人の監督に関しては、LaFalce案では2名のCPAを含む7名の委員から成る民間の公開会社会計規制審議会(Public Accounting Regulatory Board)を創設し、SECに現在のコーポレー

表3 エンロン破綻以降提出された主な会計・監査関連法案

法案提出日	法 案 名
1月23日	Accountability for Accountants Act of 2002
1月24日	Auditor Independence Act of 2002
2月12日	Investor Protection Act of 2002
2月13日	Financial Accuracy in Reporting Act of 2002
2月14日	Corporate and Auditing Accountability, Responsibility, and Transparency Act of 2002
2月14日	Insider Trading Full Disclosure Act of 2002
2月14日	Securities and Exchange Commission Authorization Act of 2002
2月26日	Investor, Shareholder, and Employee Protection Act of 2002
2月28日	Comprehensive Investor Protection Act of 2002
3月8日	Investor Confidence in Public Accounting Act of 2002
3月12日	Corporate and Criminal Fraud Accountability Act of 2002
3月14日	Truth and Accountability in Accounting Act of 2002
3月21日	Integrity in Auditing Act of 2002
4月24日	Truth in Auditing Act of 2002
5月3日	To require the Securities and Exchange Commission to review the annual reports of accounting standards-setting bodies.
5月6日	Shareholder Bill of Rights Act
6月25日	Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002
6月27日	Financial Accounting Standards Board Act
6月27日	Corporate Executive Responsibility Act of 2002
6月27日	Corporate Governance and Market Integrity Commission Act
7月10日	Providing for consideration of the bill (H.R.3818) to protect investors by enhancing regulation of public auditors, improving corporate governance, overhauling corporate disclosure
7月10日	Executive Accountability Act of 2002
7月11日	To establish the Federal Accounting Standards Advisory Board
7月17日	Stock Option Accounting Reform Act
7月18日	Business, Investors, and Employees Bill of Rights Act of 2002
7月19日	Stock Option Fairness and Accountability Act
7月23日	Corporate Auditing Integrity Act of 2002

トガバナンスのルールが適切かどうか調査させることとしている。Oxley 案でも同様に CPA 2 名を含む 5 名からなる監査人の監督組織を創設することとしている。

このほか、LaFalce 案は、取締役が個人的に財務諸表の正確性を保証することを要求し、虚偽の財務諸表を提出した企業経営者や会計監査人の変更をたびたび指示した経営者に対するストック・ボーナスを剥奪する権限を SEC に与えることや、オフバランス取引・内部取引の透明化や財務諸表をできるだけ平易な言葉で作成すること、重要事項の即時開示、SEC による発行会社の財務諸表のレビューとそのためレイトイングシステムの構築などを規定している。Oxley 案は、証券法に違反した人物の取締役就任を禁止する権限を SEC に与えることや、財務諸表に誤謬等があった場合、訂正以前の取引による内部利益を吐き出させる権限を SEC に与え

ること、エンロンおよびアンダーセンの破綻によって損害をこうむった人たちに残余資金で救済する権限を SEC に与えることを盛り込んでいる。

このうち、共和党の Oxley 案が 4 月 24 日、下院本会議に上程されることとなった。この法案は、米労働総同盟産業別組合会議などからは実行力の伴わないものと批判され、少数派議員からは、ウォールストリートの自己改革能力と企業の自主性頼みの法案だと避難された。LaFalce 議員は再び委員会に付託するように求めたが 222 対 205 で動議は否決され、結局、同日 334 対 90 で Oxley 案が下院を通過した。このとき、87 名の民主党議員は反対表を投じたものの、119 名の民主党議員がこの法案に賛成した。つまり両党の支持を集めて下院を通過したわけである。そして、LaFalce 案は 219 対 202 で否決された。そして上院にまわされたこの法案は翌 25 日に上院にまわされたが、7 月 15 日まで約 3 ヶ月審議はストップしたままであった。

6 月上旬頃には会計・企業改革に対する熱意はさめ、民主党としては秋のキャンペーンに向け、共和党が改革に消極的だということをアピールしようとしていたようにも思える。そのころマスコミは、民主党、共和党両陣営はすでに 11 月の選挙に向けて会計不信問題を政治的に最も良く使う戦略を考え始めており、共和党は SEC のルールメイキングと執行に大いに期待し、民主党ではこれまでのばらばらの提案を一つにまとめ頑迷な共和党下院議員に対抗するとともに、選挙戦の題材とする案があがっている、と伝えている。

マスコミの伝えるところによれば、ロビイストグループは議会における議員間の意見の相違につけこんで、企業行動に対する新しい厳格な統制を課す努力を葬り去り、議員の中には、証券市場の不振をもっと深刻化させるようなさらに大きな倒産がなければ、有権者である一般の人々も会計改革に興味を示すことはないと言うものもある。エンロン破綻から 6 ヶ月して、企業と会計に関する法律を徹底的に見直そうという熱は冷めてしまい、最も厳格だった改革案も半死の状態となっている。そして、民主党のある上院議員は、6 月末に銀行委員会から Sarbanes 議員が提出する独自の幅広い法案に穏健派の支持を勝ち取れるところまでは妥協しつつも党路線に従った投票をする予定であることを明かし、議員とその側近達によれば、法案に共和党が反対することを秋のキャンペーンに利用することをもくろんで、8 月の休会までに法案を上院本会議に移すよう考えている、と伝えている⁽⁷⁾。

この間、6 月 12 日に銀行住宅都市問題委員会の Sarbanes 委員長は委員会でオリジナルの法案を作ることを発表した。ただ、その数日前にはその大まかな内容がすでに報道されていたし、5 月末の時点でもいずれ Sarbanes 案が提出されることが伝えられていたので、この時点でだいぶ法案作成の作業は進んでいたものとみられる。6 月 18 日には、上院、銀行住宅都市問題委員会は会計制度改善のためのオリジナルな法案を上院に提出することを 17 対 4 で決定した。この法案の目的は、近時の度重なる監査の失敗および企業財務ならびに証券取扱業者の責任について明らかになった資本市場の制度的・構造的弱点を改善するものである、とされている。それから約 1 週間後の 25 日、Sarbanes 上院議員は文章化されたものなしに委員会に議案を報告した。この日、ワールドコムの子供決算が明らかとなり、企業・会計改革が最重要課題として急浮上したのである⁽⁸⁾。7 月 3 日には、文章化された報告書が提出され、7 月 9 日には LaFalce 議

員が下院で否決された案を修正した「包括的投資家保護法」案を上院で報告した。ただ、すでに Sarbanes 上院議員が提出した法案が民主党案となっていた。もっとも LaFalce 案は Sarbanes 案の参考ともなっている。7月12日には討論終結動議が91対2で発動された。

7月15日に下院は上院案を破棄することを決定し、代替案として Sarbanes 案を修正案として提出した。7月17日、これに対して下院は反対し、19日に両院協議会が開かれることとなった。この先、緩やかな改革を目指した下院 Oxley 案と、より厳しい改革法案の Sarbanes 案との調整が難航することになるが、下院案対上院案という図式だけでなく、共和党案対民主党案という図式もからんでいたようである。ただし、上院、銀行住宅都市問題委員会の共和党員10人のうち6人が会計制度改善のためのオリジナルな法案を作成することに賛成している以上、単純に共和党対民主党としてしまうわけにはいかない。

また、ワールドコム破綻以降は共和党対民主党という争いをしていられなくなったのも事実である。改革案に真剣に取り組まなければ中間選挙で痛い目に会うことが予想される状況になったからにはほかならない。そのため、当初は調整が難航すると思われていた法案であるが⁽⁹⁾、7月24日に急遽、下院は上院案を了承し、翌25日、下院を423対3、上院を99対0で通過、企業・会計改革の法案は上院 Sarbanes と下院 Oxley の名をつけた Sarbanes- Oxley Act として成立したのである⁽¹⁰⁾。

この法律は、民主・共和両党の議員の名が付されており、一見するとバイパーティザン法のように思える。そのため、党派を超えた法的対策が必要なほど会計不信が深刻化し、党派を超えて法案作成に集中していたかのように思えるが、実は中間選挙を睨んだ民主・共和両党の政治的活動が続く中で、ワールドコムの粉飾発覚・米国企業史上最大の倒産という事態が生じたことによりにわかに成立した法律なのである。

IV 企業改革法が成立するまでの会計関係機関の動き

会計不信が起こった原因はほんとうはどこにあったのか。すなわち、会計基準あるいはその他の会計の規制がまずかったのか。単なる粉飾の発覚なのか。違う言い方をすれば、問題の本質が経営者の行動や経営者に対する監視、すなわちコーポレートガバナンスにあったとするならば、会計不信というよりは経営者不信というべきであろう。もちろん、経営者の不正ないし不適切な行動の中心が会計不正であったとすれば、会計スキャンダルという言い方もできないわけではない。だが、そうであるとすれば、その対応策は経営者に対する規制もしくはコーポレートガバナンスに係る規制の見直しを中心課題となったはずである。

たしかに、「企業改革法」の内容は—ここでその内容を検討している余裕はないが—不正を働いた経営者に対する罰則の強化を中心としたものであり、会計というよりはコーポレートガバナンスに係る規制という色彩の濃い法律である。にもかかわらず、会計不信とか会計スキャンダルとして問題が捉えられている。もちろん、経営者の不適切な会計行動や違法な会計行動をもたらした最たる要因の一つが監査の失敗にあることは明らかであるから、会計上の問題であ

ることは間違いない。会計不信とか会計スキャンダルという言葉が前面に出てくるのは、会計になんらかの問題があったという認識が広くもたれているからだけでなく、実際に企業会計に関する不具合が公共の利益を害しているという事実が認知されているからであると考えべきであろう⁽¹¹⁾。とすれば、実際の理由はどうあれ、会計制度の円滑な運営を考えなければならない立場にあるものとしては、黙って見ているわけにはいかないはずである。そこで、次にエンロンの破綻から企業改革法が成立するまでの会計関係機関の動きをみてみよう。

エンロンが破産法の適用を申請してから10日後の12月12日、アンダーセンのBerardino CEOは議会証言で、原因の多くはエンロンによる情報隠しにあったとしながらも、監査の一部失敗を認めた。この頃すでに、エンロンなどのように、最先端の金融技術を駆使する企業の財務活動に、現状の会計基準は対応しきれていないとして、FASBの会計基準の設定プロセスの遅さがマスコミなどの批判の対象となっていた。

しかし、エンロン破綻から1ヶ月ほど後の1月初めにFASBが明らかにした企業会計の透明化に向けた当面の課題は、①無形資産についての情報拡大、②難解な会計基準の簡素化、③売上高及び負債の計上基準の明確化の三点であった。この課題は特に目新しいものではなく、エンロン破綻以前から検討課題としてあがっていたものである。つまり、この時点ではFASBはエンロン破綻を受けて「特別な手」を打たなければならないという切迫した状況にはなかったように思われる⁽¹²⁾。

一方SECのPitt委員長は1月17日、SECには連邦予算による人員や資金的な制約があり、幅広く監査の実態をチェックするのは難しい、として監査法人による企業会計の監査を調査・処罰する自主規制機関を新設する意向を表明した。Pitt委員長はエンロンの破綻は、米国が数十年来誇ってきたディスクロージャー、財務報告、コーポレートガバナンスおよび会計実務といったシステムが社会の動きについて行けなかったことの現れであり、米国のディスクロージャーシステムは未だ世界一すぐれたものではあるものの、改善が急務であるとして、会計制度の改革が必要であるとする考えを表明した⁽¹³⁾。また、23日にはSECは上場企業に対して、年次報告書の中で、金融商品の取引状況、資本関係や人的関係のある法人との取引が与える影響、簿外取引の内容などについて開示するよう求める意向を明らかにした⁽¹⁴⁾。

2月14日にFASBのJenkins委員長は議会で証言し、FASBは投資家保護に資するために会計基準を設定していること、会計基準の強制力はFASB自体にはないこと、FASBの資金的基盤はFAFという非営利団体にあること、エンロンは会計基準に違反した会計処理をしていたことなどを説明している⁽¹⁵⁾。

このような議会証言を行わなければならなかったのは、エンロンの破綻以降広がった会計不信の原因の一端が会計基準にあるとする疑念が広まっていたからであろう。さらに、FASBは企業団体あるいは会計業界のヒモツキと思われていたのかもしれない。そのような認識は、FASBというそれまでは会計に縁のない一般の人々は知らなかったであろう組織の名が会計不信のマスコミ報道を通じて多くの人々に知られることになったことによると思われる。そのため、FASBとしては、FASBが財務報告を改善することによって広く投資家に資するための存在

であることを強調しなければならなかったと考えられる。

その一方で、FASBの監督機関であるFAFは3月14日、独立した会計基準設定主体の必要性を強調し、FASBの改編を示唆して、FASBへのコミットメントを強化する方針を表明した⁽¹⁶⁾。FAFは広く意見を求めて改革案を提示することにしたが、それはFAFが投資家の中には会計基準や監査済み財務諸表というシステムに対して疑念をもっているものもいると考えていたからである。そして、エンロン事件以降の出来事に鑑み、トラスティーは、FASBは基準設定過程を変革しその効率性を高めるうえでもっと柔軟であるべきであると結論付けた。

つまりこの時点でFAFはエンロン事件以降高まった会計不信の根底には会計基準ないし会計基準設定過程に問題があるとしていたことになる。そしてFAFはFASBの委員を7人から5人に減らすこと、現在の5対2以上から3対2以上による採決への変更、公開草案のコメント期間を短縮することについてパブリックコメントを求めている。

これに対しFASBのJenkins委員長は、プライベートセクターで会計基準が設定されることの重要性の根拠を政治目的からの独立に求め、独立の会計基準設定者の必要性を唱え、FASBの任務は、個々の企業の財務諸表の適正性を保証することではなく、より透明度の高い財務諸表をもたらす会計基準の設定であり、そのことを通じて社会に貢献している、ということを強調した。そして、エンロンに関しては会計基準に違反していた、とした⁽¹⁷⁾。つまり、会計基準が悪いのではなく会計基準を守らないエンロン自体が悪いのだ、と暗に述べたことになる。このような釈明をしておかなければ、エンロン事件をうけてFASBという組織の存在が多くの人々に知られるようになる過程で、真実とは別に、FASBは独立性をもった組織ではなくいわゆるビッグ5のヒモツキだという認識が大衆に広まったかもしれない。

一方、SECの対応の遅さや監査法人の監視強化策の甘さに対する批判が噴出する中、SECは6月12日に、監査法人を監視するプライベートセクターによる独立の自主規制機関の新設案を公表し、20日に議会で提案した。しかし、この案に対しては強制捜査の権限をもたない民間の機関で監査法人を監督する監視者は「牙のない虎」と同じであるとして厳しい批判を受けることとなった⁽¹⁸⁾。

6月27日には、SECは市場の企業会計不信を払拭するため、昨年度の売上高が12億ドルを超える主要企業947社（その後の買収・合併により実際には942社となった）を対象として、CEOとCFOに対し「直近の年次報告の正確性と完全性」を公式に証明するため宣誓書に署名することを求めた⁽¹⁹⁾。

従来、会計や監査の規制についてはSECの監督のもと、会計士業界を中心として自主規制で行ってきたわけであるが、今回の会計スキャンダルでは立法による会計・監査の改革が行われる結果となった。とはいえ、これまでの自主規制が根本的に覆され公的機関による直接統治が行われるわけではないから、会計士業界のほうから見れば一度緩んだ箍を締めなおされたということになるであろう。ただし、「企業改革法」の成立はある意味では自主規制の失敗と捉えられるであろう。

だが、SECとしては、ある意味改革を推し進めるいい機会であったのかもしれない。という

のも、監査人の独立性に関して、前 SEC 委員長の Arthur Levitt は監査対象会社に対するコンサルタント業務の全面禁止を提案したが、会計士業界の強い反発によって大幅な妥協を強いられたという経験があるからである⁽²⁰⁾。企業改革法の成立により、「公開会社会計責任審議会（Public Accountability Board）」が設置されることになったが、このことはこれまでの AICPA の SEC 監査業務部会（SECPS）と公共監視審査会（POB）によるピアレビューを柱とする会計士業界の自主規制を大幅に変える可能性があるし、SEC の権限を強化することにもなる⁽²¹⁾。

V 会計不信の原因はどこに見出されるか

会計不信問題への対応が喫緊の最重要課題となったのはワールドコムが破綻してからである。もちろん、エンロンの破綻を受けて、米国の市場は大きく揺らぎ会計に対する何らかの対策が必要とされたことは間違いないし、SEC をはじめとする関係機関は会計不信問題を解決するための努力を行ってきた。だが、立法による対処、すなわち企業改革法の成立は、ワールドコムの破綻により、会計不信が助長され、ある種ヒステリックな声が高まった結果でもあったといえるだろう。ワールドコム破綻以前の対応とワールドコム破綻後の対応には温度差がみられたのはそういう理由があったと考えられる。

では、他の関係機関は会計スキャンダルをどのように見ていたのであろうか。それを知るためには、どのような改革案が出されたかを見るのがよいであろう。そこで、会計改革に関心をもついくつかの機関が指摘した問題点ないし示した提案をみることにするが、2月中に提案された二つの法律案と3月初めに Bush 大統領が明らかにしたプランも会計不信対策案に加えることにする。

(1) 2月中に提案された立法案

会計不信が問題化した後、早い段階で議会に提出された法案をみることにする。会計不信問題にかかわる法案はいくつも提出されていることは先に述べたとおりであり、そのすべてを検討するわけにはいかないが、法案の中に会計不信が問題化し始めて一月ほどして提出されたもので FASB がコメントしたものが二つある。一つは上院の Dodd 議員らが提出した「企業会計信頼回復法」("The Investor Confidence in Public Accounting Act of 2002," [S.2004]) であり、もう一つは、やはり上院の Dingell 議員らが提出した「企業会計改善法」("The Truth and Accountability in Accounting Act of 2002" [H.R.3970]) である。

前者は SEC の監督のもとに独立の企業会計審査会を設置することを提案している。監査人の独立性という点については監査以外のサービスの提供を禁止すべしとする立場に立ち、会計基準については、プライベートセクターによって設定され、SEC が承認するものとしている。ただ、会計基準を投資家保護という SEC の目的に適うものにしなければならないとしており、とりようによっては FASB が設定したこれまでの会計基準に不満があるというようにも解することができる。

後者の法案はFASBによる会計基準設定を改善し、統一的な会計報告を提供するとともに、財務報告の透明性に対する経営者の責任を明確化し、会計プロフェッションに対する統制を強化することを目的としており、特に会計プロフェッションに対する統制の強化に力点がおかれている。会計基準の設定についてはFASBによることを前提としており、現行の体制を変えようというものではない。ただ、FASBによる会計基準の設定についてSECあるいはGAOの監督ないし評価を採り入れようという程度のものであるが、SECが毎年未解決の会計基準問題を調査して議会に報告するとともにFASBがそれらの問題について説明することを求めている。会計プロフェッションに対する統制の強化についてはSECの監督のもとに会計業務の審査機関を設立することを提案している。そして、非監査業務の制限や独立性基準をその審査機関が策定することなどがもられている⁽²²⁾。

これら二つの法案を見るかぎり、この時点では、会計不信の要因は、監査人の独立性の欠如による会計監査の機能不全、とりわけ非監査業務を提供しながら監査を行うことによって独立性が損なわれていることにある、とする見解が有力であったと思われる。そして副次的な問題として、会計基準の設定が取り上げられているように見うけられる。つまり、会計基準が選択適用しうる規定をもっているということが、経営者による不適切な財務表示をもたらしており、場合によっては監査人が会計基準の抜け道を教えるプロブレム・ソリューションを提供しているとする見方に立っていると思われる。

(2) Bush 大統領の10ポイントプラン

Bush 大統領は2002年3月7日、10項目からなる企業・会計改善と株主保護のためのプラン(10ポイントプラン)を公表した⁽²³⁾。もちろん、Bush 大統領の声明ではあるが、その作成者は別にいるはずである。この10ポイントプランは、財務省、商務省、SEC等から構成されるワーキング・グループが作成したものといわれている。このプランでは特別に目新しい提案がなされたというほどのことはなく、おおむね現状の企業規制・会計規制の方向性を再確認したものであったといえる。その内容は次のとおりである。

1. SECは、投資家が、企業の財務実績、状態、リスクを判断するために必要な情報を四半期ごとに、かつ平易な用語で入手できるようにすべきである。
2. 投資家が、重要情報を即時に入手できるようSECは即時に開示すべき項目を広げるべきである。
3. CEOは会社の財務報告を含む公開情報の正確性、適時性、公正性を個人的に保証すべきである。
4. CEOと他の役員は、誤った財務諸表から利益を受けてはならず、不正に基づく訂正が必要となる場合には、賞与は返還されるものとする。
5. 明らかに権限を濫用したCEOと他の役員は、会社の指導的な地位についてはならない。
6. 会社のリーダーは、個人的利益のために会社の株式を売買したときは、即座に開示すべきである。

7. 投資家が会社の会計監査人の独立性と誠実さについて絶対の信頼を持ちうるよう、SECは監査人の監査業務が非監査業務によって独立性を阻害されないようガイドラインを設けるべきである。監査報酬等についてもできるだけ明らかにされるべきである。
8. 独立の規制機関が、会計プロフェッションに対して最高の倫理基準を維持させるようにすべきであり、そのためにSECの監督のもとに独立の規制機関が設立されるべきである。
9. 会計基準の設定者は、投資家のニーズに応えなければならない、そのためにSECはFASBに対してより効果的で広範な監督を行い、その独立性を保障し、迅速な基準の公表を求めらるものとする。
10. 会社の会計システムは、最低限度のものではなく、最良の事例と比較されるべきである。

(3)国際会計士連盟

国際会計士連盟は、エンロンが破綻した2ヶ月あまりの後、つまり会計不信が社会問題化した頃、コメントを寄せている。国際会計士連盟は、エンロン問題が残した課題として、「国際的に通用する、瑣末な規則ではなく原則に則った明快かつ紛らわしくない会計基準及び監査基準の必要性、不正や乱用の危険性が今日利用可能な新金融商品の一部に起因するということの認識、経営者と財務報告作成者の権限の分離、並びに監査人に対して経営者が正直であること」が含まれるであろうとしている⁽²⁴⁾。

ここでは、監査人自体の問題よりも会計基準や監査基準の問題、あるいは経営者の責任といったことに関心が集まっている。国際会計士連盟は監査人の集まりであるから、自ら監査人ばかりが悪いという態度をとらないのは当然なのかもしれないが、実際に監査を担当している当事者でもあるという点で注目に値する。とくに、国際会計士連盟が「瑣末な規則ではなく原則に則った明快かつ紛らわしくない会計基準」の必要性を謳っている点は重要であろう。

もしかすると、会計士は新たな金融手法の開発により、財務報告がそれについていけないだけでなく、経営者自信もそれについていけないということも現実的問題として感じ取っているのではないだろうか。というのも、米国の会計基準はいわゆるピースミールアプローチによって設定されているため、ともすると、会計基準によって規定されていないものについては、解釈如何によって会計の原理原則に照らせば適切とは思われない方法であっても用いうる余地があり、そうした場合監査人もそのような方法に抵抗し難いからである。

(4)合衆国会計検査院（GAO）

5月初め、GAOは上院議員に宛てた書簡の中で、会計士業界の自己規制システムは崩壊しているとして議会に対してSECのもとに監査基準を設定し会計士事務所を統率する監査人監視審議会のような会計を規制する連邦機関を設立することを提案している⁽²⁵⁾。

また、GAOのDavid M. Walkerもコーポレートガバナンスや会計プロフェッションのあり方に注目し、一連の倒産や財務諸表の訂正は現在の財務報告および監査のシステムが何らかの欠

陥を露呈している証左であるとして、コーポレートガバナンス、独立監査人による財務諸表監査、会計プロフェッションに対する監督、財務報告上の問題という4つを最重要の領域として言及している⁽²⁶⁾。これらは先にGAOが公表した報告書と同様な内容で、財務報告についていえば取得原価を基礎とする財務報告の限界、とりわけ無形資産の会計処理問題を重要な課題として示している⁽²⁷⁾。

(5) ニューヨーク証券取引所 (NYSE)

2002年2月13日、SECのPitt委員長はNYSEにコーポレートガバナンスに係る上場基準の見直しを求めており、これに応える形で、NYSEはコーポレートアカウントビリティ及び上場基準委員会を発足させ、上場企業の透明性を高めるという目的に沿って現行の上場基準を見直す作業にとりかかり、6月6日、報告書を提出した。この報告書では、公認会計士が新しいプライベートセクターの機関によって規制されるべきことや各会社が完全にGAAPに準拠した財務情報を提供すべきことが提案されているほか、議会はSECに資金をさらにつぎ込むとともに大幅な権限を与えるべきであるとしている⁽²⁸⁾。

会計不信問題の少なからぬ要因が経営者の倫理ないしコーポレートガバナンスの機能不全にあったとされる以上、会計不信という問題を解決するために証券取引所の上場基準の見直しを計るという策もありえなくはないのだろうが、この問題の根本的解決策にはならないと思われる。だが、会計不信という問題の解決に証券取引所の上場基準の見直しで対処することの是非は別として、NYSEも会計プロフェッションに何らかの問題を見出しているであろう。ただ、ここでも会計プロフェッションを規制するのはプライベートセクターによるべきという考え方に基づいている。

(6) アメリカ投資管理協会 (AIMR)

AIMR (Association for Investment Management and Research) は不当な政治的な圧力から中立でいられうる独立の会計基準設定主体はFASB以外にありえないとして、FASB-SEC体制を擁護する。しかし、近年、投資家のニーズではなく証券発行者のニーズを優先した不当な圧力がFASBにかけられているとする。その上で信頼を失った財務報告制度を立て直すため、SECはFASBを支援すべきであるとする。ただし、当面の課題としてFASBは最近の詐欺的財務報告の実態を把握し、早期にストック・オプションの会計基準、金融商品の会計基準、資産・負債のオフバランスに係る会計基準を見直すべきであり、議会は不当な圧力をかけることをせずにSECを支援しなければならないとする⁽²⁹⁾。

このようにAIMRは現体制を支持するものの、「信頼を失った財務報告制度を立て直すため」の方策としてSEC-FASBについてのみふれている。これは、他の機関の多くが会計不信問題といったときに会計プロフェッションの独立性を真っ先に問題としたのとは大きく異なっている。しかも、独立の会計基準設定主体はFASB以外にありえないとしながらも、早急な課題としてストック・オプション、金融商品、資産・負債のオフバランスについて会計基準の変更・

見直しを求めている。このことは会計不信の問題の一端を会計基準の不備に見出しているということであろう。

ただ、Bowman 会長は2月27日の議会証言ではアナリストの独立性を高めることの重要性についても強調している。だが、Bowman は他の機会にも財務報告と財務報告基準についての懸念を表明しており⁽³⁰⁾、そのさい、エンロンが財務報告のルールを悪用したことは嘆かわしいことではあるが、このことは米国の財務報告システムの腐敗の当然の成り行きでもあるとし、このシステムを作り上げ、規制し、実施している人々が、ディスクロージャーを縮小したいとするコーポレートアメリカの要望よりも投資家の情報ニーズを優先させるまでは、このような惨事は再びおこるであろう、と警告している。そして、財務報告ルールが脆弱なのはコーポレートロビイストの圧力により、立法当局が不当な干渉を受け、規則が財務諸表の受け手ではなく発行者側の要求を満たすものとなっているからであるが、財務報告システムを立て直すことができるのは、不当な政治的圧力から中立な FASB 以外にはないとして、「財務報告システムが腐敗」していることと、その原因が「財務報告のルールが企業よりになっている」点を指摘している。ここでも監査人の独立性の問題にはふれず、会計基準の不備について述べるとともに、ロビイストの圧力を指摘しているため、この点については強い思いがあるのかもしれない。

(7) 米国投資家広報協会 (NIRI)

NIRI (National Investor Relations Institute) は、第一に現在の企業ディスクロージャーが専門家ではなくてはわからないような言語によって行われているとして、企業ディスクロージャーを平易な言葉で行われるようにすることが大事であるとする。次に GAAP ベースの利益が第一として扱われるべきであり、プロフォーマは四半期ベースのニュースリリースで副次的に扱われるべきであるとする。また、オフバランスとしている事業についても詳しい内容を明らかにすべきであるとしている。アナリストの独立性に関しては、NYSE と NASD が協働で提案したルールはまだ不十分であるとし、アナリスト自信の利害関係を明らかにさせるべきであるとしている⁽³¹⁾。

企業の IR を促進・改善を目的とする団体らしく、企業ディスクロージャーの対象である投資家の視点、それも高度に専門的な知識を備えた投資家ではなく、平均的投資家の視点に立ったものの見方をしているといえよう。ただ、コーポレートガバナンスや監査人の独立性、会計基準の問題にはふれていない。それらにふれることは NIRI という投資家広報を専門とする組織の守備範囲外と考えているのかもしれない。

(8) 財務役員国際機構 (FEI)

FEI (Financial Executives International) は、SEC の Pitt 委員長の倫理規範の見直し要請に応じて、2002年3月に財務マネジメント、財務報告及びコーポレート・ガバナンスの改善に関する報告書を公表した⁽³²⁾。その中で、SECのもとに会計プロフェッションを監督する独立の機関を設置することを提案しているほか、監査人の非監査業務の制限について SEC が明確なガイド

ラインを作ること求めている。また、FEIは引き続き民間の会計基準設定主体であるFASBを支持するとして、独立の機関がFASBを引き続き監視するべきであるとしている。そして、FASBの改革を検討する特別委員会の設置を提案している。

FEIは米国資本市場は、コーポレート・ガバナンスが基礎とするチェック・アンド・バランスによるコントロールシステムに対する信頼の上に成り立っており、ほとんどの企業が倫理的に統治・経営され、利害関係者に対する責任を果たしているが、最近の事例によって示されたいくつかの問題点は制度的なものであり改革が必要であると考え、としている。そして、そうした問題の要因となっている要素として、コーポレート・ガバナンス、倫理面にかかわるマネジメント、財務報告、外部監査の領域で次のような点があげられるとしている。倫理を欠いた行為や不適切なトップの声、役員会の監督が十分に機能しなかったこと、監査委員会に財務的専門知識が欠けたこと、監査人の独立性が十分でなかったことと不適切なクオリティーコントロールによる外部監査の失敗、会計基準が過度に複雑であること、財務報告が不透明であったこと、会計基準を適用するさいに実質よりも形式が重視されたこと。

この報告書は企業の財務を担当するものの視点から書かれたものであるという点で注目に値する。その中で、個別具体的な項目の一つとして、多くの分野において市場価格が存在しない状況で、公正価値会計を適用することに対して疑問を提起している。また、原則主義に基づく基準対細則主義によるルール改善にも言及しており、原則に基づく基準の適用と解釈の例を求めている。そのほか、監査事務所職員雇用の制限、監査委員会の改革、財務報告の改善などについて細かな提言を行っている。

上にみたように、ほとんどの団体が監査人の非監査業務に係る問題、つまり監査人の独立性を問題点として指摘している。監査人の独立性やコーポレートガバナンスに係る問題点が指摘されるのは当然のことでもあるが、いくつかの団体は会計基準ないし会計基準の設定あるいは設定主体についても言及している。ただ、漠然と会計基準や基準設定主体についての見直しを求めるものが多いといえよう。

会計基準について指摘されていることの多くは、会計基準の設定が遅いということ、会計基準が複雑であるということである。具体的な項目に言及しているものとしては、ストック・オプションの費用計上についてである。この他には、プロフォーマに言及しているものが多いが、公正価値会計に疑問を呈しているものがあることは見逃せない点であるかもしれない。しかし、会計基準および会計基準設定に関して突きつけられた問題点は別のところにある。次にその点について考察しよう。

VI 会計基準の設定に係る問題点

会計スキャンダルの引き金となったエンロン、ワールドコム、粉飾・破綻は、個別企業の問題であるが、この事件を契機に、アメリカの企業会計システムやSEC体制そのものの改革が必要とされるに至ったことは、それ自体が非常に重要である。つまり、社会はエンロンやワール

ドコムを個別企業の問題として見たのではなく、アメリカのシステム自体の問題と見たということであり、それにはそれなりの理由があったと考えるべきであろう。もちろん、エンロンもワールドコムも巨大企業であり、その倒産が多くの人々にとって衝撃的であったはずであり、だとすれば、その対応が幾分ヒステリックで、過剰反応といえるものとなったとしてもやむをえないといえるかもしれない。それでも、エンロンの粉飾の発覚以降、少なからぬ企業の会計に対する不信が生じ、それがもとでアメリカの株式市場が大打撃を受けたということは、単に社会が過剰に反応しただけとはいえるものではない。

エンロン問題の多くが会計監査に関連する問題であることは既に明らかとなっているが、エンロンの財務ディスクロージャーが不透明であったとして、ではどの点がどのように不透明であったのか、その原因は会計のあり方もしくは会計基準にあったのか、つまり構造的問題なのか単に倫理の問題なのかということについても問われなければならないであろう⁽³³⁾。

エンロン破綻の直接的な要因は、特別目的会社との間で行ったデリバティブ取引の失敗により巨額の損失を計上したためである。多くの特別目的会社にエンロン株式が出資されていたため、株価下落により特別目的会社は信用能力不足に陥ったが、エンロンはそれら特別目的会社を連結対象外として会計処理していた。ところが、実際にはそれら特別目的会社は非連結とされるための要件を満たしてはいなかったのである。エンロン破綻後に出された内部報告書によれば、エンロンはいくつもの特別目的会社（SPE）を使って簿外取引を行い、損失隠しを行っていたが、それらはGAAPに違反するものであったという。

とすれば、会計基準の問題ではなく、経営者行動の問題および会計監査の問題ということになりそうであるが、会計基準のいわばグレーゾーンが不正な会計を誘発することになった一因であるとすれば、会計基準にまったく問題がなかったとはいえないかもしれない。いや、むしろ一定の要件があるとはいえ、特別目的会社を連結対象外とすることを会計基準が認めているということの意味は大きいと言わねばならない。というのも、「連結はずし」は恣意的な会計操作の代表的な方法の一つとしてかぞえられてきているにもかかわらず、「連結はずし」の余地を残したままであったからである。

会計基準の問題としては、独立の第三者によるSPE総資産の3%以上の出資が偽装され、SPEが連結対象外として取り扱われたが、このような処理を可能とした連結会計基準の不備が問題とされ、包括的かつ厳格な基準設定の必要性が指摘された。また、エンロンでは経営陣に多額のストック・オプションが付与されていたが、それが費用計上されず、投資家に開示されていなかった点も問題とされた。さらに、エンロンの不適切な会計処理を許した要因として、会計基準がSPE取引やデリバティブ取引等の複雑な取引に対応できていないことが指摘され、それは米国の会計基準設定主体である財務会計基準審議会の体制と独立性に問題があるためであるとさえ考えられるようになった。

これらは必ずしも正しくはないし、特にストック・オプション費用の非計上と粉飾は別物であるにもかかわらず、同列として扱われているむきがある。また、エンロンの場合は本来連結対象外とならない特別目的会社の連結はずしであったから、「会計基準の悪用」ではなく「会

計基準違反」である。だが、会計基準にグレーゾーンがあるということは、今後もグレーゾーンを悪用した不透明な会計処理が行われうる余地を残しているといわなければならない。

エンロン事件は会計スキャンダルの一つの例でしかない。したがって、エンロンのケースだけで会計基準にどのような問題があるのかを問うことは適切ではないが、エンロンの破綻後、年明けに FASB が当面取り組む課題を公表した際、会計基準の対応が遅れているという声もあがっていた。具体的には、会計スキャンダルとの関連でストック・オプションの会計処理、売上高の前倒し計上、損失の前倒し計上、プロフォーマ情報の乱用、SPE を使った連結はずしなどについて、会計基準が批判の対象となっていた。

とくに、簿外取引に関する会計基準の見直しは急務であるとみられていたようである。1月30日には SEC が上場企業に対して年次報告書の中で簿外取引に関する情報を積極的に開示するよう求めたほどである⁽³⁴⁾。FASB が簿外取引の抑制と SPE を連結対象外とする場合の基準の強化を打ち出したのは2月13日になってからであり、対策が遅れたことは否めないであろう⁽³⁵⁾。

また、プロフォーマ情報の乱用についても最近では厳しい見方がなされるようになってきている。プロフォーマが広がり始めた頃は、むしろ会計基準に囚われないわかりやすい情報の自主的提供とまでいわれたこともあった。しかし、近時はプロフォーマ利益数値の乱用のほうが問題となっており、SEC もプロフォーマ数値が投資家を誤解させるようなことがあれば証券詐欺にあたるとして警告していた⁽³⁶⁾。

ストック・オプションの会計処理については大きな論点となったところである。かねてより IASB はストック・オプションの会計処理については、企業が発行したストック・オプションを費用として認識する方向で議論していたが、米国産業界などの強い反対があったものの、2002年6月17日、2005年度からストック・オプションを人件費として費用計上する方針を決定した⁽³⁷⁾。一方米国は産業界などの強い反対があり⁽³⁸⁾、FASB は費用化を義務付けない構えていた。

しかし、米国国内でも、ストック・オプションの費用化義務付けを主張する声も多く、会計・監査関係の法案の中にもストック・オプションの費用化義務付けを盛り込んだものも早い時期に提出されている。また、Greenspan も早い時期からストック・オプションを費用化しないことに疑問を呈し、ストック・オプションを費用として計上しないことで企業の利益が大きく歪められてきた、と何度も発言している⁽³⁹⁾。

そして、7月14日コカコーラがストック・オプションを費用処理することを発表すると、その後ゼネラル・エレクトリックやシティグループなど、ストック・オプションの費用処理を宣言する企業が相次ぐ事態が生じた。7月中旬にはストック・オプションの費用計上を義務付ける法案が二つ提出されたほか、AIMR がストック・オプションの費用計上を義務付ける IASB の会計基準案を支持する声明を発表するとともに、FASB に対して IASB 案に従うよう呼びかけた⁽⁴⁰⁾。こうして、ストック・オプションの費用計上義務化はしないとする FASB に対する風当たりが強くなっていったのである。

ただし、ストック・オプションは通常の人件費とは異なるものであり、必ずしも費用計上が適切であるという統一的な見解があるわけではない。にもかかわらず、ストック・オプションを費用計上しないことが不正な会計処理であるかのような取り扱われがなされている点は否めないであろう。本来、ストック・オプションを費用計上しないことと会計不正とは異なるのであり、それを同列に論じるべきではない。

だが、国民の誰もが一定水準を超える会計的知識をもっているわけではないから、会計不信が深刻化する状況の中でマスコミを通じてストック・オプションの費用非計上が問題にされ、また優良企業とみなされている企業が相次いでストック・オプションを費用計上する方針が伝えられれば、一般的な認識として、ストック・オプションの費用非計上が会計不正と同列に扱われるようになったとしてもやむをえない面があるのも確かである。ただ、ストック・オプションの費用計上を義務付けないとしていたFASBがそのことによって評判ないし信頼を失ったとすれば、FASBにとってはとんだ災難であったということになる。

もっとも、1993年、FASBはストック・オプションの費用計上を義務付けようとしたが反対するハイテク業界の要請を受けた議会の圧力に負けて費用計上義務付けを断念した経緯がある。伝えられているところによれば、そのときは、公聴会にFASBの委員がよばれ、提案を引っ込めるよう圧力がかかり、提案を引っ込めない場合にはFASBの権限を縮小するとおどされたという。それだけに、ストック・オプションの費用計上に関しては慎重な姿勢をとらざるをえないという面もある⁽⁴¹⁾。

だが、そうしているうちに民間団体であるコンファレンス・ボードが9月17日、経営者のストック・オプションを人件費として費用計上することを提案した⁽⁴²⁾。また、経営者報酬の開示や報酬契約についての情報開示拡大なども提案している。コンファレンス・ボードは財界をはじめ経済界の有力者などからなる一民間団体にすぎないが、米国の経営者が注目している団体であり、影響力は決して小さくはないと思われる。

FASBはストック・オプションの費用化を義務付ける基準は設定しないと繰り返し表明してきたが、ストック・オプションを費用化する企業が相次ぐこととなった。ハイテク企業の多くはストック・オプションの費用化に反対しているようであるが、ストック・オプションの費用化を宣言した会社は財務の透明度が高いというような印象を社会に与えてしまった。しかも、AIMRのような業界団体がIASBの基準案受け入れをよびかけたただけならまだしも、民間の団体がFASBに業を煮やした形で自主的な基準を作成したことは、専門の会計基準設定機関の設定する会計基準もしくは会計基準設定機関に対する門外漢である社会一般の人々のイメージを損なうことになったのではないだろうか。

かねてより、会計不信の原因を会計基準の甘さに求める声もあっただけに、会計基準ないし会計基準設定機関に対する社会一般の人々のイメージを損なうことになれば、さらに会計不信が助長されることにもなりかねない。また、社会問題が深刻になると「新たな規制」が求められるようになることさえある。その意味で、FASBにとってある意味災難であったかもしれない。しかし、災難であったにせよ、FASBという会計基準設定主体もしくはFASBによる会計基

準設定過程に対する信頼の低下は、世界標準としての位置付けを狙う米国会計基準にとっては、ヨーロッパ型会計基準ないしIASとの覇権争いの面でマイナスとなる可能性を残すことになったといえる。

だが、会計基準という点で問題視すべきは、この点だけにあるのではない。近年の会計基準に係る議論の中心が、時価会計ないし公正価値会計に傾倒していたという点も指摘されるべきである。実際、エンロン事件以前にFASBが最も力をいれていたのは合併会計、とりわけフレッシュ・スタートの会計処理であった。プレスリリースでのいわゆるプロフォーマ利益の問題やセグメント情報、他の財務諸表項目の認識・測定はとりあげる事項にはされていなかったし、負債と収益の認識に係るプロジェクトは優先順位としては喫緊の課題とはされていなかったのである。

ここ数年に公表されたFASBの会計基準や会計基準案、あるいは当面の課題として示されたものの多くは時価評価や公正価値に関するものが圧倒的に多い。その反面、費用配分や収益の認識基準に係るものはわずかでしかない。ストック・オプションの会計処理をめぐる問題は、実はかつては会計の中心とされた「費用収益の認識・測定」という問題を改めて認識させたという点で大きな意味をもっている。

もう一つ重要な点としては、これまでの個別・詳細な会計基準からもっと原則を重視した会計基準への重点の移行が模索されるかもしれない、ということである。FEIの報告書でも、原則主義に基づく基準と細則主義によるルールについてふれ、会計基準の改善として、原則に基づく基準の適用と解釈の例示に言及していたが、複雑すぎるとして現在のFASBの会計基準が批判される時、その解決案として浮上してくるのは原則主義による会計基準である。

原則主義による会計基準への移行可能性は、「企業改革法」(Sarbanes-Oxley Act)で取り上げられているものである。「企業改革法」の第1章「公開会社会計監視審議会」(Title I — Public Company Accounting Oversight Board)は公開会社の企業会計を監督する組織の設立を主目的とするものであるが、そのセクション108で会計基準に言及しており、そこでは細則主義から原則主義への転換を研究し報告すべきことが規定されている。この第1章は、3月8日に上院のDodd議員とCorzine議員らが提出した「企業会計信頼回復法」("The Investor Confidence in Public Accounting Act of 2002," [S.2004])を元にしたものであり、「企業会計信頼回復法」でも会計原則についてふれられているものの、「企業改革法」のように細則主義から原則主義への転換可能性の模索は謳われてはいない。Sarbanes案でこの規定が盛り込まれたのは、特定の項目の取り扱いについて詳細な規定を定めている米国の会計基準設定の方法では、状況に応じた必要なガイドラインのアップトゥーデートが遅れることから、原則主義による財務報告制度の採用を検討することにしたためであるとされている⁽⁴³⁾。

これを受けて、SECやFASBは原則主義による会計基準の可能性についての調査・研究を始めたようである⁽⁴⁴⁾。FASBによれば、細則主義と原則主義については、詳細な会計基準は使い易さの点で難があり、実行するにも非常にコストがかかるうえ、詳細な規則は、規則の文字どおりの要求を満たすよう形の上だけ基準に適うように取引を繕う余地を与えることになり、基

準の背後に有る精神を無視することになる。一方、他の国々で用いられているような原則ベースの会計基準に移行すれば、米国でのよりよい報告を容易にする反面、原則ベースのアプローチが財務情報の比較可能性を損ない会社と監査役に判断のための非常に多くの余地を残すことになることも懸念される⁽⁴⁵⁾。

原則主義は英国の会計基準に代表され、IASもこの形といえる。ピースミールアプローチを採りつつけてきた米国での会計基準の歴史に鑑みれば細則主義への転換はありえないとも考えられるが、米国が細則主義への転換の模索を課題とされたことにより、部分的にでも細則主義による会計基準に移行することになれば、FASBの基準が今まで以上にIASに近づくことにもなる。

もともと、IASが世界的な会計基準として実質的な力をもつようになったのは、SEC-FASBによる自国の基準をIASC（IASB）を通じて世界標準とすることを狙った米国の戦略があったからこそであるが、いつのまにかIASCの力が強くなり、FASBの基準とIASの間に乖離が生じるようになってきた。IASは会計基準を独自に設定するだけの十分な力をもっていない発展途上国にそのまま採り入れられることもあるようで、その名のとおり世界標準としての地位を築きつつある。

しかし、その一方でIASBの基準設定がヨーロッパ主導で行われ、ヨーロッパ以外の国のことはあまり考慮されないという事態になっている。その結果IASはヨーロッパに根ざした社会経済制度には適合するといった傾向にある。そうした状況の中で、SEC-FASBの会計基準がIASに代わるものとして受け入れられる可能性があるということ自体が、IASの設定におけるヨーロッパ主導に一定の歯止めをかけうるものとして重要な意味をもちえるかもしれないのである。

FASBはIASBと協働で会計基準の改善を行っていくことを表明しているが⁽⁴⁶⁾、ピースミールアプローチというFASB型の会計基準の弱さの一面をみせたことは、世界標準としての位置付けを狙う米国会計基準にとっては、ヨーロッパ型ないしIASとの覇権争いの面でマイナスであったといえるであろう。

Ⅶ おわりに

不正会計疑惑が大きくクローズアップされ、世界一を自負していた米国の会計制度に翳りがさしたかのように思われるが、疑義のある会計処理を行っていた企業が次々に炙り出されていったということは、別の見方をするならば、不正な会計処理を行って米国の市場を騙しきることの難しさが改めて認識されたということでもある。いふなれば不正な会計に対する米国の厳しさ、適正な会計を求める投資家の力の強さを感じ取ることもできるであろう。

とはいえ、「企業改革法」が監査人を監視する独立機関を設置しSECに不正摘発を期待するものである点について、「伝統的に重視されてきた自主規律・規制に基づく社会運営システムを一部見直し、行政の役割を再評価する方向性にあることに留意すべきである⁽⁴⁷⁾」とする見方も

重要な一面を指摘している。

もともと、「企業改革法」は、依然として会計不信は続いていたものの一時の企業・会計の改革熱が喉元をすぎようとしていた頃に、ワールドコムのお粉飾・倒産という大事件によって突如大嵐となり、成立をみたのであって、米企業史上最大の粉飾・倒産がなければ、成立していたかどうかは疑問である。ただし、「企業改革法」が成立しなかったとしても、SECによる改革は続いていたはずである。というのも、SECはディスクロージャーが有効に機能する前提として、他の団体の協力のもとにコーポレート・ガバナンスや監査委員会制度の改革に取り組んでいる最中だったからである。したがって、エンロン事件に端を発する一連の会計不祥事が生じなかったとしてもSECによる改革は続いていたはずである。

しかし、そうした改革が必要であったということは、ディスクロージャーが有効に機能する前提としてのコーポレート・ガバナンス・システムの籠が緩んできていたということの表われであろう。米国の法定監査制度は「時々手綱を締めないといけないと心配する鶴飼」になぞらえて「鶴飼型監査」⁽⁴⁸⁾とも呼ばれるが、まさに手綱を締める時期に来ていたということである⁽⁴⁹⁾。ただ、緩んだ手綱を締め直すに際して行政の手を借りる形となったということであり、その後行きすぎた規制緩和に対する見直しの機運が高まったと考えてよいだろう。

とはいえ、この事件への対応の背後に隠れている問題として、会計士の規制を自主規制に任せるかどうかということだけでなく、これからも継続して会計基準の設定をプライベートセクターで行うのか否かということも問題としてはありえたのではないだろうか。つまり、会計基準の設定を任されてきたプライベートセクターの対応と世論のタイミング如何では、パブリックセクターによる会計基準設定という議論が沸き起こる可能性もありえたのではないだろうか。

この点について、FASBはストック・オプションの会計処理に関して危ういところをみせたといえるであろう。しかも、資本主義の標準を標榜するアメリカの企業会計システムは会計の世界標準たらしめていたわけであるが、改革が必要とされるに至り世界標準としての地位に疑問符がついたといわざるをえない。

この数年、企業内容の透明性を高める方向性で会計革命といわれる会計基準の改定が行われてきた。にもかかわらず、ストック・オプションの会計処理に代表されるように、「恣意的な会計操作を許容するような会計基準」という批判がなされるような事態が生じたわけであるが、よく考えてみると、近年の会計革命といわれる一連の会計の変革は貸借対照表アプローチによる資産・負債の時価ないし現在価値の評価という点に重きが置かれすぎていたのであり、「損益計算」という点が軽視されてきたということではないのだろうか。

また、会計基準の面で、「企業改革法」はこれまでのピースミールアプローチから原理原則主義への転換の模索を示唆している。英国は骨太の方針を明示して細部については監査人の個別の判断に任せる原則主義であり、米国は細かい規則・規準で会計を規定する細目主義であると言われることがあるが、原理原則主義への転換は一見すると規制緩和の方向性に合致するもののように思われるが、実はそうではない。ピースミールアプローチのもとでは規定されてい

ないものについては解釈の余地があったとすれば、むしろ「非建設的な明確さ」から「建設的あいまいさ」への転換といえるかもしれない。

一方国内に目を向けると商法の大改正が進行中であり、国際的な会計の変化の流れに沿った会計基準の改革も進んでいる。とはいえ、商法の改正は規制緩和という方向性に沿ったものといえるが、会計規制の流れという点では必ずしも国際的な会計変革に沿ったものとはいえない。というのも、日本の最近の商法改正が企業業績の悪化を救うものであるという面もあるからである。たとえば、土地再評価や法定準備金規定の改正、会計の観点からは財務の透明化に逆行する面もある。

米国盲信主義とまで言われるほど日本企業は米国の基準を第一にしていたといえる。ただし、世界的に見て、米国基準が圧倒的であったかという点と必ずしもそうは言いきれない。ただ、米国基準の立場が強かったことは確かである。だが、今回の騒動で米国の会計に対する信頼が失墜し、米国基準の立場が一步後退したことは否めない。そうした中、国際的な会計基準をめぐって米国会計基準の立場がどうなるのか、ヨーロッパ主導型に歯止めはかけられないのかが注目されよう。また、規制という点についてみると、80年代、90年代を通じて市場の力を重視した規制緩和の方向性があったといえるが、最近の会計不信問題は、規制緩和再考、つまり行きすぎた規制緩和に対する反省ないし方針転換を促すものともなりそうであり、規制緩和路線に沿って改革の進む商法やIASを意識して改革の進む日本の会計基準にも再考を促すことになるかもしれない。

注

(1) その詳細については Power's Report 参照。Power's Report では、アンダーセン会計事務所が、外部監査人として SPE 取引の問題点を指摘し、取締役会や監査委員会に報告すべきであるのに、逆に SPE 取引に深く関与し、不適切な会計処理をアドバイスして多額のコンサルティング報酬を得ていたとし、監査が機能しなかった要因として、外部監査人であるアンダーセンがコンサルティングを提供しており、会計処理のアドバイス等のコンサルティング業務収入が、監査報酬を上回る収益源となっていたことを指摘している。W.C.Powers Jr., R.S.Troubh and H.S.Winokur Jr., *Report of Investigation by the Special Committee of the Board of Directors of Enron Corporation*, Feb. 1, 2002, <http://news.findlaw.com/hdocs/docs/enron/sicreport/sicreport020102.pdf>. また、SECの主任会計官である Robert K. Herdman も 2月14日の議会証言で、現在の会計基準設定過程が面倒でなかなか前進しないこと、FASBの指針の多くが細則主義に基づくものであり、規則の趣旨にそったものであるかの形式的な判断に傾倒して透明性を阻害していること、およびFASBの指針の多くが複雑すぎることを指摘している。Testimony of Robert K. Herdman, Before the Subcommittee on Commerce, Trade and Consumer Protection, Committee on Energy and Commerce, U.S. House of Representatives, "Are Current Financial Accounting Standards Protecting Investors?" February 14, 2002.

(2) Arthur Andersen LLP, Deloitte and Touche LLP, Ernst & Young LLP, KPMG LLP, and Pricewaterhouse Coopers, *Petition to U.S. Securities and Exchange Commission for Issuance of*

Interpretive Release, December 31, 2001, <http://www.sec.gov/rules/petitions/petndiscl-12312001.htm>

- (3) Testimony of Harvey L. Pitt, Chairman, U.S. SEC, *Concerning Legislative Solutions to Problems Raised by Events Relating to Enron Corporation*, Before House Subcommittee on Capital Markets, Insurance and Sponsored Enterprises (Feb. 4, 2002).
- (4) この法案は Oxley 議員が 2 月 14 日に提出したもので比較的緩やかな法案であった。下院では民主党の議員から他の法案が提出されており、上院では民主党の Sarbanes 議員がはるかに厳しい法案を提出していた。Bush 大統領をはじめ共和党はこの下院案を支持していたが、上院民主党案を支持することになった。もともと、企業規制には消極的であった Bush 大統領も企業規制に踏み切らねばならない状態となり、その結果下院案に代わって上院案を基本に成立したのが企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act) である。
- (5) Stephen Labaton and Richard A. Oppel Jr., "Enthusiasm Ebbs for Tough Reform in Wake of Enron," *The New York Times*, Jun 10, 2002.
- (6) もちろん、改革を要するような会計・監査・コーポレートガバナンスに関するいくつもの問題があったことは間違いない。とはいえ、会計・監査・コーポレートガバナンスに関する多くの問題のすべてが立法によらなければ解決できない類のものであったかどうかは定かではない。というのも、米国は議員立法のさかんな国であり、法案を提出することが議員活動の成果とされる面もあるため法案を提出すること自体が目的となっていることもあるからである。
- (7) Stephen Labaton and Richard A. Oppel Jr., op.cit. 審議が遅れていたのは事実であるが、Sarbanes は改革に消極的であったわけではない。というのも、委員会で独自の法案を提出する際に共和党の協力を得られるよう動いているからである。共和党の支持を得なくても委員会を通すことができるが、それでは本会議での採決もぎりぎりのところになってしまうことになる。そこで、十字路に立たされた Sarbanes は共和党に譲れるところは譲って協力を得ようとしたという。その結果、6 人の共和党員の支持を得て 17 対 4 で独自の法案を上院本会議に提出することが決定されたわけである。どうしても企業改革法を成立させるのだという思いがなければ、民主党単独で議会上程することもできたのにそれをしなかったのは、企業・会計の改革をぜひとも実現したいと思っていたからであると推測される。
- (8) マスコミは次のように伝えている。エンロン破綻から数ヶ月は改革熱が続いたものの、6 月近くになるとその熱も冷め、Sarbanes 案を上院本会議に上程することなどほとんどの議員は考えていなかった。Oxley 法が委員会から出てきたとき会計のロビイスト達は「前例のない厳格なもの」と賞賛したが、消費者の擁護者達はそれをまやかしの改革と見てとり希望を上院につないだというが、Sarbanes 委員長の動きは非常に遅かった。だが、あるインタビューで、Sarbanes は「鉄は熱いうちに打て」と言ったが、実際にワールドコムの粉飾発覚・倒産で鉄は熱すぎるまでになった。6 月 25 日の段階では、上院は Sarbanes 案の評決を 8 月の一時閉会後まで行わない予定でいたが、同日ワールドコムの粉飾が明らかになって事態は急変した。AICPA は 7 項目の修正案を用意したものの、それを請け負うものは誰もいなかった。David S. Hilzenrath, Jonathan Weisman and Jim Vande Hei, "How Congress Rode a 'Storm' to Corporate Reform," *Washington Post*, July 28, 2002. 上院として Sarbanes 案を採用することを決めた 7 月 15 日の投票で 97 対 0 となったが、このような全会一致はきわめて稀なことであるという。それだけワールドコムのショックは大きかったといえる。また、伝

えられるところによれば、ワールドコムの粉飾が明らかになる6月25日の段階では、Daschle議員は上院本会議でSarbanes案を採用する投票をなんとか7月末までに行えるよう苦慮していたが、その2日後には7月の第2週に投票を行うことを決め、80票以上はとれる自信をみせていたという。そして、Sarbanes案が上院案とされれば、下院案を支持するものは民主党を初めとして投資家や消費者団体から激しく非難されることになるであろうとみられるようになっていた。Kathleen Day and Anitha Reddy, "Business Reform Gains Support In Senate; WorldCom Crisis Prompts Call For Stronger Oversight Rules," *Washington Post*, June 27, 2002.

(9) 23日の段階でも、ロビイストは法案（Sarbanes案）通過阻止をあきらめていないことが伝えられており、法案通過を願う側も積極的に働きかけていることが伝えられている。法案通過を後押ししていたのは各種消費者団体であり、法案通過阻止を狙うロビイストとして名があがっていたのはAICPA、モルガンスタンレー、ファイナンシャル・サービス・ラウンドテーブルなどであり、57ページにも及ぶ意見書を提出した英国大使館もロビイストとして名があがっていた。このうち、最も強力なロビイストとされていたのはAICPAである。Jonathan Weisman, "Business Lobbyist Lose Clout on Audit Reform," *Washington Post*, Jul.23, 2002.

(10) こうした経緯によって成立したため、Sarbanes議員の名とOxley議員の名が冠せられているが、この法案に抵抗する勢力の旗頭はOxley議員と目されていた。

(11) 10月7日に米上院の政府活動委員会が明らかにした報告書では、すでに1999年のエンロン社の財務報告に不正な会計処理をうかがわせる危険信号が示されていたにも関わらず、SECは十分なチェックを怠り、これを見落とすと指摘し、この時点で適切な処置が行われていれば数十億ドルにのぼった投資家や従業員の損失のある程度は未然に防げたはずであるとしてSECを批判している。また、不正を指摘しなかった監査法人や、破綻直前までエンロン株の購入を推奨していた証券アナリスト、投資適格に分類していた格付け会社の対応にも問題があったとしている。Joe Lieberman (Chairman), *Financial Oversight of Enron: The SEC and Private-Sector Watchdogs, Committee Report of Committee on Governmental Affairs*, Oct. 7, 2002.

http://www.senate.gov/~gov_affairs/100702press.htm.

(12) Financial Standards Board, "FASB Focuses on Three New Projects-Revenue and Liability Recognition, Disclosure About Intangible Assets, and Codification and Simplification of Accounting Literature," *News Release*, January 14, 2002, <http://www.fasb.org/news/nr011402.shtml>.

(13) Securities and Exchange Commission, "Public Statement by SEC Chairman: Regulation of the Accounting Profession by Chairman Harvey L. Pitt," January 17, 2002. <http://www.sec.gov/news/speech/spch535.htm>. また、2月4日の公聴会では、SECはこれまで企業ディスクロージャーおよび財務報告を改善し最新のものにするために努力してきたが、ディスクロージャーや財務報告の正確性を担保することにも力を入れなければならないということを述べている。Harvey L. Pitt, *Concerning Legislative Solutions to Problems Raised by Events Relating to Enron Corporation*, Before House Subcomm. on Capital Markets, Insurance and Government Sponsored Enterprises, Feb. 4, 2002. <http://news.findlaw.com/hdocs/docs/enron/pittstmn020402.pdf>.

(14) Securities and Exchange Commission, "Commission Statement about Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations," January 23, 2002. <http://www.sec.gov/rules/other/33-8056.htm> これは2001年度末にアンダーセンを含む当時の5大会計事

務書がSECに宛てた要望書(注1)に応えたもので、この要望書の中でFASBの会計基準設定プロセスの遅さが批判されている。

- (15) *Testimony of Edmund L. Jenkins, Chairman, Financial Accounting Standards Board, Before the Subcommittee on Commerce, Trade and Consumer Protection of the Committee on Energy and Commerce*, February 14, 2002, <http://www.fasb.org/news/testimony.pdf>.
- (16) Financial Standards Board, "Financial Accounting Foundation Considers Changes to Streamline FASB Process; Emphasizes Need for Independent Accounting Standard Setter," *News Release*, March 14, 2002, <http://www.fasb.org/news/nr031402.shtml>, "Financial Accounting Foundation Changes Financial Accounting Standards Board's Voting to Increase Efficiency," *News Release*, April 24, 2002, <http://www.fasb.org/news/nr042402b.shtml>.
- (17) Jenkins, Edmund L., *The FASB's Role in Serving the Public — A Response to the Enron Collapse*, FASB, 2002. http://accounting.rutgers.edu/raw/fasb/news/fasb_role.pdf.
- (18) Marcy Gordon, "SEC endorses plan to tighten accounting oversight with new board; Daschle calls it 'toothless tiger'," (AP) Jun 20, 2002.
- (19) Securities and Exchange Commission, "File No. 4-460: Order Requiring the Filing of Sworn Statements Pursuant to Section 21 (a) (1) of the Securities Exchange Act of 1934." <http://www.sec.gov/rules/other/4-460.htm> 4～6月期決算対象会社695社の決算宣誓書の提出期限は同8月14日であった。宣誓書の集計完了後のSECの発表によれば、このうち16社が宣誓の基準に達しなかったり宣誓できなかった。
- (20) Securities and Exchange Commission, "Final Rule: Revision of the Commission's Auditor Independence Requirements, Securities Act Release No.7919," *Exchange Act Release* No.43602, Nov.21, 2000. <http://www.sec.gov/rules/final/33-7919.htm>.
- (21) 議会のエンロン事件調査委員会が10月8日に提出した報告書では、もはや取締役や監査人が誠実なディスクロージャーの責任を任せている1933年以來のシステムがうまく機能する保証はなく、もっと強力な監督・統制が必要であると結論づけている。Report of the US Senate Governmental Affairs Committee, *Financial Oversight of Enron: The SEC and Private-Sector Watchdogs*, (Oct. 7, 2002) <http://news.findlaw.com/hdocs/docs/enron/senenron100702rpt.pdf>.
- (22) FASBのJenkins委員長は、FASBの独立性を強化しFASBを支援する部分については好意的に受け止めながらも、FASBの活動に議会が係われば係わるほど基準設定過程が有害な政治的圧力にさらされる危険が高まると警告し、法によってFASBの活動や手続きに関する何らかの強制を行うとすれば独立性を阻害することになるとの懸念を示している。Financial Standards Board, "FASB Chairman Comments on Proposed Legislation," *News Release*, March 19, 2002, <http://www.fasb.org/news/nr031902.shtml>.
- (23) President's Plan to Improve Corporate Responsibility and Protect America's Shareholders.
- (24) International Federation of Accountants(Aki Fujinuma), *Comment on Enron and the Global Accountancy Profession's Commitment to the Public Interest*, International Federation of Accountants, February 12, 2002. 『エンロン事件及び公共の利益に対する世界の会計士職業のコミットメントに関する国際会計士連盟(IFAC)の声明』2002年2月12日。
- (25) General Accounting Office, "GAO Wants Accounting Watchdog at the SEC," GAO-02-362, May

- 3, 2002. <http://www.gao.gov/new.items/d02362.pdf>.
- (26) David M. Walker, "Protecting the Public Interest; Selected Governance, Regulatory Oversight, Auditing, Accounting, and Financial Reporting Issues, " GAO-02-483T, United States General Accounting Office, 2002, and "Protecting the Public Interest; Considerations for Addressing Selected Governance, Regulatory Oversight, Auditing, Accounting, and Financial Reporting Issues, " GAO-02-601T, United States General Accounting Office, 2002.
- (27) United States General Accounting Office (GAO) , 1996, *The Accounting Profession Major Issues: Progress and Concerns*. 藤田幸男・八田進二監訳『アメリカ会計プロフェッション』白桃書房、2000年。
- (28) New York Stock Exchange, *Corporate Report of Accountability and Listing Standards Committee*, June 6, 2002.
- (29) Statement of Thomas A. Bowman, "Enhancing Analyst Independence and Improving Disclosure to Investors," before Committee on Governmental Affairs, Feb. 27, 2002, http://www.aimr.com/pdf/tb_testimony.pdf.
- (30) Association for Investment Management and Research, "Analyst Independence, Financial Disclosure Both Need Strengthening, AIMR President Tells Senate Panel on Enron," Feb.27, 2002. <http://www.aimr.com/pressroom/02releases/02enronpanel.html>., and Thomas A. Bowman "How to Fix a Damaged Financial Reporting System: Place Investor Needs above Corporate Interests," *AIMR Exchange*, May/June 2002, Vol. 13, No. 3.
- (31) National Investor Relations Institute, *Statement by Louis M. Thompson, Jr., President & CEO, National Investor Relations Institute, before the SEC Financial Disclosure and Auditor Oversight Roundtable*, March 6, 2002. <http://www.niri.org/MediaCenter/PressReleases/SECRoundtable03062002.pdf>.
- (32) Financial Executives International, *Observations and Recommendations - Improving Financial Management, Financial Reporting and Corporate Governance*, 2002, <http://www.fei.org/download/ReformRecommendations.pdf>.
- (33) 会計に対する疑惑をもたれた企業の多くが新興成長企業であるという点も指摘されている。つまり、急成長を遂げてきた新興企業もやがては成長性を維持できなくなるが、成長性を看板に掲げてきたため、成長性を維持できなくなると不正に走ってしまうということである。鈴木敏之「デフレの脅威を加速させる企業会計疑惑の三つの傾向」『週間ダイヤモンド』第90巻第31号（2002年）、138-139ページ。
- (34) Securities and Exchange Commission, *Commission Statement about Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations*, [Release Nos. 33-8056; 34-45321; FR-61], Jan.22, 2002. <http://www.sec.gov/rules/other/33-8056.htm>.
- (35) FASB は 7 月 1 日に SPE を連結対象外とする場合の基準案を公表した。
- (36) Securities and Exchange Commission, *Securities Act Release No.8039, Exchange Act Release No.45124, Cautionary Advice Regarding the Use of "Pro Forma" Financial Information in Earnings Releases*, <http://www.sec.gov/rules/other/33-8039.htm>. Dec. 4, 2001, and " 'Pro Forma' Financial Information: Tips for investors" , *Press Release*, Dec. 4, 2001.

- (37) G4+1 Position Paper, Accounting for Share-Based Payment, International Accounting Standards Committee, 2000.
- (38) たとえばナスダックはストック・オプションの費用計上を課している国はないと強く反発している。Nasdaq, Comment on the Discussion Paper on Accounting for Share Based Payments, December 13, 2001, http://www.iasc.org.uk/docs/g_4_sp00/sharebp_add_cl61.pdf.
- (39) Remarks by Chairman Alan Greenspan, At the 2002 Financial Markets Conference of the Federal Reserve Bank of Atlanta, Sea Island, May 3, 2002, <http://www.federalreserve.gov/boarddocs/speeches/2002/20020503/default.htm>, Remarks by Chairman Alan Greenspan, Corporate governance, At the Stern School of Business, New York University, New York, March 26, 2002, <http://www.federalreserve.gov/boarddocs/speeches/2002/200203262/default.htm>
- (40) Association for Investment Management and Research, Analyst Association AIMR Wants FASB To Follow IASB Plan to Require Companies To Expense Stock Option Costs, July 17, 2002 http://www.aimr.com/pressroom/02releases/02fasb_stockopt.html.
- (41) その後、FASBは2002年8月14日には、ストック・オプションの利益への影響を頻繁に開示することを求めるが、会計処理の規定は変えない方針であることを明らかにしたが、10月4日になってストック・オプションの会計処理を規定しているFAS123号の見直し案を公表した。
- (42) Kathleen Day, "Options-Accounting Changes Backed: Conference Board Favors Booking as Expenses; 2 Officers Dissent," *Washington Post*, September 17, 2002.
- (43) Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs of US Senate, *Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002; Report of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, United States Senate, to Accompany S. 2673 together with Additional Views*, June 26, 2002.
- (44) 10月21日、FASBは原則主義に基づく会計原則の可能性についての提案書を公表し、2003年1月3日を期限として意見を求めることとした。Financial Standards Board, *Proposal for a Principles-Based Approach to U.S. Accounting Standard Setting*, October 21, 2002.
- (45) Financial Standards Board, *News Release* Oct. 21, 2002.
- (46) Financial Standards Board, "FASB and IASB Will Hold Joint Meeting in Support of Convergence of Global Accounting Standards," Sep. 17, 2002.
- (47) 澤田真史「制度改革にいかん臨むか」【JICPA ジャーナル】第14巻第10号（2002年）、4ページ。
- (48) 塩原一郎「独立性をめぐる議論から見た日本の公認会計士監査の特質」【JICPA ジャーナル】第13巻第7号（2002年）。塩原一郎「エンロン事件とSEC体制の行方—アメリカ合衆国の経験から日本は何を学ぶか—」【税経通信】第57巻第8号（2002年）
- (49) 90年代末には「ナンバーズ・ゲーム」として知られる利益操作の是正が課題となった。このことは監査委員会制度の改正と無関係ではない。この点については次を参照。中田直茂「ディスクロージャーの正確性確保とコーポレート・ガバナンス〔上〕」【旬刊商事法務】第1619号（2002年）。

参考文献

Arthur Andersen LLP, Deloitte and Touche LLP, Ernst & Young LLP, KPMG LLP, and Pricewaterhouse Coopers, *Petition to U.S. Securities and Exchange Commission for Issuance of Interpretive Release*,

- December 31, 2001.
- Association for Investment Management and Research, "Analyst Association AIMR Wants FASB To Follow IASB Plan to Require Companies To Expense Stock Option Costs, " July 17, 2002.
- Association for Investment Management and Research, "To Fix a Damaged Financial Reporting System, All Market Participants Must Place Investor Needs above Corporate Interests, Analyst Association AIMR Says," *Press Release*, Feb. 15, 2002.
- Association for Investment Management and Research, "Analyst Independence, Financial Disclosure Both Need Strengthening, AIMR President Tells Senate Panel on Enron." Feb.27, 2002.
- Bowman, Thomas A. "Enhancing Analyst Independence and Improving Disclosure to Investors," Statement before Committee on Governmental Affairs, *AIMR Exchange*, May/June 2002, Vol. 13, No. 3.
- Thomas A. Bowman "How to Fix a Damaged Financial Reporting System: Place Investor Needs above Corporate Interests," *AIMR Exchange*, May/June 2002, Vol. 13, No. 3.
- Day, Kathleen "Options-Accounting Changes Backed: Conference Board Favors Booking as Expenses; 2 Officers Dissent," *Washington Post*, September 17, 2002.
- Day, Kathleen and Anitha Reddy, "Business Reform Gains Support In Senate; WorldCom Crisis Prompts Call For Stronger Oversight Rules," *Washington Post*, June 27, 2002.
- Financial Accounting Standards Board, " Financial Accounting Foundation Considers Changes to Streamline FASB Process; Emphasizes Need for Independent Accounting Standard Setter," *News Release*, March 14, 2002.
- Financial Accounting Standards Board, "FASB Chairman Comments on Proposed Legislation," *News Release*, March 19, 2002.
- Financial Accounting Standards Board, "FASB Focuses on Three New Projects-Revenue and Liability Recognition, Disclosure About Intangible Assets, and Codification and Simplification of Accounting Literature," *News Release*, January 14,2002.
- Financial Accounting Standards Board, "Financial Accounting Foundation Changes Financial Accounting Standards Board's Voting to Increase Efficiency," *News Release*, April 24, 2002.
- Financial Executives International, *Observations and Recommendations – Improving Financial Management, Financial Reporting and Corporate Governance*, 2002.
- Financial Standards Board, *Proposal for a Principles-Based Approach to U.S. Accounting Standard Setting*, October 21, 2002.
- Financial Standards Board, "FASB and IASB Will Hold Joint Meeting in Support of Convergence of Global Accounting Standards," Sep. 17, 2002.
- General Accounting Office (GAO), 1996, *The Accounting Profession Major Issues: Progress and Concerns*. 藤田幸男・八田進二監訳『アメリカ会計プロフェッション』白桃書房、2000年。
- General Accounting Office, "GAO Wants Accounting Watchdog at the SEC," GAO-02-362, May 3, 2002. <http://www.gao.gov/new.items/d02362.pdf>.
- Gordon, Marcy, "SEC endorses plan to tighten accounting oversight with new board; Daschle calls it 'toothless tiger' ," (AP) Jun 20, 2002.

- Herdman, Robert K "Are Current Financial Accounting Standards Protecting Investors? " February 14, 2002. Testimony before the Subcommittee on Commerce, Trade and Consumer Protection, Committee on Energy and Commerce, U.S. House of Representatives.
- Hilzenrath, David S., Jonathan Weisman and Jim VandeHei, "How Congress Rode a 'Storm' to Corporate Reform," *Washington Post*, July 28, 2002.
- International Accounting Standards Committee, G4+1 Position Paper, *Accounting for Share-Based Payment*, International Accounting Standards Committee, 2000.
- International Federation of Accountants (Aki Fujinuma), *Comment on Enron and the Global Accountancy Profession's Commitment to the Public Interest*, International Federation of Accountants, February 12, 2002. 国際会計士連盟【エンロン事件及び公共の利益に対する世界の会計士職業のコミットメントに関する国際会計士連盟 (IFAC) の声明】2002年2月12日。
- Jenkins, E. L., *Financial Accounting Standards Board*, Testimony before the Subcommittee on Commerce, Trade and Consumer Protection of the Committee on Energy and Commerce, Feb. 14, 2002.
- Jenkins, E. L., *The FASB's Role in Serving the Public — A Response to the Enron Collapse*, FASB, 2002.
- Labaton, S and Richard A. Oppel Jr., "Enthusiasm Ebbs for Tough Reform in Wake of Enron," *The New York Times*, Jun 10, 2002.
- Lieberman, J, *Financial Oversight of Enron: The SEC and Private-Sector Watchdogs*, Committee Report of Committee on Governmental Affairs, Oct. 7, 2002.
- Nasdaq, *Comment on the Discussion Paper on Accounting for Share Based Payments*, December 13, 2001.
- National Investor Relations Institute, *Statement by Louis M. Thompson, Jr., President & CEO, National Investor Relations Institute, before the SEC Financial Disclosure and Auditor Oversight Roundtable*, March 6, 2002.
- New York Stock Exchange, *Corporate Report of Accountability and Listing Standards Committee*, June 6, 2002.
- Pitt, H. L., *Concerning Legislative Solutions to Problems Raised by Events Relating to Enron Corporation*, Before House Subcommittee on Capital Markets, Insurance and Government Sponsored Enterprises, Feb. 4, 2002.
- Pitt, Harvey L., *Concerning Legislative Solutions to Problems Raised by Events Relating to Enron Corporation*, Testimony Before the House Subcommittee on Capital Markets, Insurance and Government Sponsored Enterprises, Feb. 4, 2002.
- Powers, W.C. Jr., R. S. Troubh and H.S.Winokur Jr., *Report of Investigation by the Special Committee of the Board of Directors of Enron Corporation*, Feb. 1, 2002.
- Securities and Exchange Commission, *Final Rule: Revision of the Commission's Auditor Independence Requirements*, *Securities Act Release No.7919*, *Exchange Act Release No.43602*, Oct.12, 2001.
- Securities and Exchange Commission, *Securities Act Release No.8039*, *Exchange Act Release No.45124*, *Cautionary Advice Regarding the Use of "Pro Forma" Financial Information in Earnings Releases*,

Dec. 4, 2001.

Securities and Exchange Commission, " 'Pro Forma' Financial Information: Tips for investors" , *Press Release*, Dec. 4, 2001.

Securities and Exchange Commission, *Public Statement by SEC Chairman: Regulation of the Accounting Profession by Chairman Harvey L. Pitt*, January 17, 2002.

Securities and Exchange Commission, *Commission Statement about Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations*, January 23, 2002.

Securities and Exchange Commission, *File No. 4-460: Order Requiring the Filing of Sworn Statements Pursuant to Section 21(a)(1) of the Securities Exchange Act of 1934*. Jun.27, 2002.

United States, Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs of US Senate, *Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002; Report of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, United States Senate, to Accompany S. 2673 together with Additional Views*, June 26, 2002.

United States, Governmental Affairs Committee of Senate, *Financial Oversight of Enron: The SEC and Private-Sector Watchdogs*, (Oct. 7, 2002)

Walker, David M., "Protecting the Public Interest; Considerations for Addressing Selected Governance, Regulatory Oversight, Auditing, Accounting, and Financial Reporting Issues, " GAO-02-601T, General Accounting Office, Apr.9, 2002.

Walker, David M., "Protecting the Public Interest; Selected Governance, Regulatory Oversight, Auditing, Accounting, and Financial Reporting Issues, " GAO-02-483T, General Accounting Office, Mar. 5, 2002.

塩原一郎「エンロン事件と SEC 体制の行方—アメリカ合衆国の経験から日本は何を学ぶか—」【税経通信】第 57 巻第 8 号(2002 年)。

塩原一郎「独立性をめぐる議論から見た日本の公認会計士監査の特質」【JICPA ジャーナル】第 13 巻第 7 号(2002 年)。

鈴木敏之「デフレの脅威を加速させる企業会計疑惑の三つの傾向」【週間ダイヤモンド】第 90 巻第 31 号(2002 年)。

澤田真史「制度改革にいかに向むか」【JICPA ジャーナル】第 14 巻第 10 号 (2002 年)。

中田直茂「ディスクロージャーの正確性確保とコーポレート・ガバナンス〔上〕」【旬刊商事法務】第 1619 号(2002 年)。